

建設リサイクルガイドライン

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業（受託工事を含む）を対象とする。

3. 実施事項

1) 体制の整備

1. 目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象建設機関」という。）の取り組みを支援するため以下の委員会を設置する。

（別添「建設副産物対策委員会設置要綱」参照）

（1）地方整備局等建設副産物対策委員会

（2）事務所等建設副産物対策委員会

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

（1）リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

作成時期及び作成者

- 1) 設計業務（概略設計、予備設計（営繕・港湾・空港工事では基本設計）、詳細設計（営繕・空港工事では実施設計、港湾工事では細部設計並びに実施設計））の実施時点
 - ・業務成果として、設計業務の受注者等が作成する。（対象建設機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）
- 2) 工事仕様書案の作成時点（積算段階）
 - ・対象建設機関の当該工事の積算担当課が作成する。

(2) リサイクル阻害要因説明書

目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

作成時期及び作成者

- 1) 工事仕様書案の作成時点
 - ・対象機関の積算担当課（営繕部においては設計担当課）が作成する。
 - ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

目標値；建設リサイクル推進計画2002の目標値を基本とし、必要に応じて地方整備局等建設副産物対策委員会により変更できるものとする。

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

（再生資源利用〔促進〕計画書）（様式1、様式2）

目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書

作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。

対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。

なお、実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象建設機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて事務所等建設副産物対策委員会を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事仕様書案の作成時点

- ・事務所等建設副産物対策委員会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課（リサイクル阻害要因説明書について、営繕部においては設計担当課）に対し、改善を指示することができる。
- ・地方整備局等建設副産物対策委員会が定める規模を超える工事については、原則として、事務所等建設副産物対策委員会と同様の事項を地方整備局等建設副産物対策委員会においても実施する。

(3) 工事契約前

- ・ 工事担当課は、建設リサイクル法第 1 2 条に基づき、落札者から説明書（様式 3 及び様式 3 に示す添付資料）並びに都道府県知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

(4) 工事完了時点

- ・ 対象建設機関は、請負業者から提出される再生資源 [促進] 計画の実施報告（再生資源利用 [促進] 実施書）をチェックし、とりまとめのうえ、地方整備局等建設副産物対策委員会に提出する。

4) リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用 [促進] 実施書は、地方整備局等建設副産物対策委員会が半期毎に取りまとめることとする。

4 . その他

- ・ 3 . 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- ・ 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- ・ 本ガイドラインについては、平成 1 4 年 5 月 3 0 日以降速やかに運用を開始する。

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関名
事業（工事）名
事業（工事）施工場所
事業（工事）概要等
事業（工事）詳細予定時期

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用 可能量	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 (+) / × 100	備 考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設 への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 (/ × 100)	備 考
建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

地図、航空写真、踏査等から検討する。

利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（積算段階）

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期（予定）	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用量	再生材利用量	新材利用量	再生資源利用率 (+) / ×100	備考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用量 (減量化量)	他工事への 搬出量	再資源化施設 への搬出量	ストックヤードへの搬出量	現場内利用率 / ×100	有効利用率 (+++) / ×100	備考
建設発生土	第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
	第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
	第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
	第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
	泥土(浚渫土)	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
	合計	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン		%	%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

第1種建設発生土；砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土；砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土；通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

建設汚泥、建設発生木材の、「現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

「ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

第4種建設発生土；粘性土及びこれらに準ずるもの。

泥土（浚渫土）；浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用 可能量	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 (+) / ×100	備 考
土 砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内 利用可能量	他工事への 搬出可能量	再資源化施設 への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 (/ ×100)	備 考
建設 発生 土	第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
	第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
	第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
	第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
	泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
	合計	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

第1種建設発生土...砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土...砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土...通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

第4種建設発生土...粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
泥土（浚渫土） ...浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内;目標値、()内;達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 (%) [%]	建設発生木材 (%) [%]	建設混合廃棄物
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

[

]

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に 印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください

コード14(コード13で「内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取部地 2.処分場の覆工 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 + + + (%)		
		現場内利用		減量化		搬出先名称		区分 どちらかに を 併せて記載	施工条件の 内容 コード*12	搬出先場所			搬出先 の種類 コード *13	受入地 の用途 コード *14	現場外搬出量		うち現場内 改良分	再生資源 利用促進量 (注2)
		用途 コード *10	利用量	うち現場内 改良分	減量化 コード *11	3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に わたる場合は、用紙を換えて下さい。	住所コード *4			運搬距離 *5	km	km						
特定建設副産物	コンクリート塊	ト	ト	ト		搬出先1	公共 民間								ト			
	建設発生木材 (木材が廃棄物 になったもの)	ト	ト	ト		搬出先2	公共 民間								ト			%
	アスファルト・ コンクリート塊	ト	ト	ト		搬出先3	公共 民間								ト			%
	建設発生木材 (伐木材、除根材 など)	ト	ト	ト		搬出先1	公共 民間								ト			%
	建設汚泥	ト	ト	ト		搬出先2	公共 民間								ト			%
	建設混合廃棄物	ト	ト	ト		搬出先3	公共 民間								ト			%
	金属くず	ト	ト	ト		搬出先1	公共 民間								ト			%
	プラスチック	ト	ト	ト		搬出先2	公共 民間								ト			%
	紙くず	ト	ト	ト		搬出先3	公共 民間								ト			%
	77以上 (併殺性)	ト	ト	ト		搬出先1	公共 民間								ト			%
その他の分別さ れた廃棄物	ト	ト	ト		搬出先2	公共 民間								ト			%	
建設発生土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先2	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先3	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	浚渫土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先2	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先3	公共 民間								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード13(詳細は巻-4参照のこと)
再生資源利用促進
(再生利用された場合)
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている
場合)
5.海面埋立事業(海浜、海浜事業を含む)

最終処分場・その他
(処分された場合)
6.最終処分場(内陸・内陸処分場)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間
処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量のうち搬出先の種類
(コード13)が1.-5.の合計

(様式 3)

説 明 書

平成 年 月 日

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

別表 (別表 1 ~ 3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 ()			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	残存物品の有無			
	付着物の有無			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	残存物品の搬出の確認			
	その他 ()			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無		手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他 () その他の場合の理由 ()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期		平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	造成等	造成等の工事 有 無		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無		
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無		
	屋根	屋根の工事 有 無		
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無		
	その他 ()	その他の工事 有 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
（注） 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他				
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他 ()		
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・ 維持・修繕工事のみ)		
	その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期		平成 年 月 日	
工程ごとの作業 内容及び解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における の順序 その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生 見込量	特定建設資材廃棄物の種類ご との量の見込み(全工事)並び に特定建設資材が使用され る工作物の部分(新築・維 持・修繕工事のみ)及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込 まれる工作物の部分(維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み 発生が見込まれる部分又は 使用する部分(注)
		コンクリート塊	トン
		アスファルト・コンクリート塊	トン
		建設発生木材	トン
	(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他		
備考			

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

(別添)

建設副産物対策委員会設置要綱

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の推進において国土交通省所管の直轄事業が先導的な役割を果たすため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理の徹底を図ることを目的に、建設副産物対策委員会を設置する。

建設副産物対策委員会は、地方整備局等に設置する委員会（地方整備局等建設副産物対策委員会）と、事務所等に設置する委員会（事務所等建設副産物対策委員会）から構成される。

2. 用語の定義

1) 地方整備局等

地方整備局、地方航空局、北海道開発局、沖縄総合事務局

2) 事務所等

地方整備局の工事事務所、北海道開発局の開発建設部、沖縄総合事務局の事務所

3) 大規模な工事

各地方整備局等において、基準を定める一定規模以上のもの

3. 地方整備局等建設副産物対策委員会

(1) メンバー等

局長又は副局長（次長）を委員長とし、その他、関係部長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。地方航空局においては、飛行場部長を委員長とし、関係課長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。なお、上記の構成員を満たす他の委員会等が存在する場合は、その委員会等が下記所掌事務を行うこ

とをもって、足りることとする。

(2) 所掌事務

1) 大規模な工事の判定基準の策定

大規模な工事の判断基準を策定する。

2) 大規模な工事のリサイクル状況の評価

大規模な工事については、工事仕様書の作成時点において事務所等建設副産物対策委員会より提出されるリサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底状況を審査し、不十分と考えられるケースについては、事務所等建設副産物対策委員会に対し改善を指導することができる。

3) 目標値の設定

リサイクル阻害要因説明書の目標値について、建設リサイクル推進計画2002の目標から変更する必要がある場合に、これを変更することができる。

4) リサイクル実施状況のとりまとめ

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用〔促進〕計画書」という。）の実施状況ほか、委員長が必要と認める事項について、事務所等建設副産物対策委員会からの報告を受け、半期毎にとりまとめるものとする。

5) その他建設リサイクルの推進に関する事項

6) 地方航空局においては、空港事務所等の建設副産物対策委員会を兼任する。

(3) 部会等の設置

委員長は、必要に応じて部会等を設置することができる。

4. 事務所等建設副産物対策委員会

1. の目的を達成するため、事務所等の所長を委員長とする事務所等建設副産物対策委員会（営繕部においては、事務所等に設ける委員会及び、営繕部内に設置する営繕部建設副産物対策委員会。以下「事務所等委員会」という。）を設置する。

(1) メンバー等

事務所等の所長を委員長とし、その他、関係副所長、関係課長及び、委員長が必要と認めた者を委員とする。

ただし、営繕部においては、事務所等の他に、営繕部内においても事務所等建設副産物対策委員会を設置することができ、この場合、委員長は営繕調査官等とし、関係課長等、委員長が必要と認めた者を委員とする。

(2) 所掌事務

- 1) 事業の各段階における、リサイクル状況の把握・検討・調整・指示等事務所等の管内の全ての事業について、以下の検討・調整等を行う。

(計画案 (計画・設計方針) の策定時点)

設計業務の成果に基づき、発生抑制・減量化・再生利用の促進の観点から、必要に応じて改善措置の要否について検討し、必要な改善措置の提案を行うほか、再利用可能な建設副産物について、他機関も含めた利用調整を行う。

(工事仕様書案の作成時点)

積算担当課が作成するリサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合には、必要な改善措置を講じるよう積算担当課に対して指示をすることができる。

大規模な工事については、リサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書を地方整備局等建設副産物対策委員会に提出して審査を受け、改善の指導があった場合には、当該工事の積算担当課に対して必要な改善措置を指示する。

2) 他機関等との連絡調整

工事間利用によるリサイクルを促進するため、他の建設工事発注機関等との連絡調整を図る。

3) リサイクル実施状況のとりまとめ

事務所等の管内で実施されるすべての国土交通省直轄の公共工事について作成される再生資源利用〔促進〕計画書の実施状況等について、半期毎にとりまとめ、地方整備局等建設副産物対策委員会に報告する。

4) その他建設リサイクルの推進に関する事項